

議会改革特別委員会 行政調査報告書

墨田区議会会議規則第71条の規定に基づき、令和4年9月15日付けで承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和4年11月10日

墨田区議会議長
木内 清 様

議会改革特別委員長
加納 進

記

1 調査期間

令和4年10月13日(木)

2 調査場所

(1) 神奈川県横須賀市

3 調査事項

(1) 議会改革の取組について

ア 横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤2023」について

4 出席委員氏名

加納 進
坂井 ユカコ
佐藤 篤
はねだ 福代

としま 剛
堀 よしあき
しもむら 緑
とも 宣子

坂井 ひであき
あさの 清美
加藤 拓
大瀬 康介

5 随行事務局職員

区議会事務局次長
佐久間 英樹

議事担当主査
甘利 洋平

議事担当書記
北條 豊

6 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【横須賀市】

1 市の概要

神奈川県南東部に位置する三浦半島の北半分を占め、市域の東側は東京湾（浦賀水道）、西側は相模湾に面する。東京湾唯一の自然島である猿島も行政区域に含まれる。行政区域内標高の最高点は大楠山の標高 242m であり三浦半島の最高峰となっている。それほど標高が高い山はないが、中央部は山間部や急峻な丘陵部（三浦丘陵）が中心で平地は少ない。そのため、古くから海岸線の埋め立てが行われており、現在の中心市街地（京急の横須賀中央駅周辺）も大部分が埋立地にある。

市内の行政・経済的都市機能が集中する東京湾岸には大工場や住宅群がひしめきあうが、相模湾岸には自然が多く残され農業も盛んである。

令和 4 年 1 0 月 1 日現在、人口は 389,241 人、面積は約 100.82 平方キロメートルである。

（参考資料 / 横須賀市のホームページほか）

2 調査事項

（1）議会改革の取組について

ア 横須賀市議会実行計画「未来への羅針盤 2023」について

横須賀市議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度調査 2020 ランキングにおいて、総合順位第 37 位となり、議会改革において先進的な市議会であり、4 年間の実行計画である「未来への羅針盤 2023」は、議会改革に係わる P D C A サイクル、政策形成サイクルの構築の観点から全国の地方議会からも多くの視察が行われている。

3 質疑等（午後 1 時 0 0 分～午後 2 時 5 3 分）

委員長（加納進）

～ 委員長あいさつ ～

横須賀市理事者

～ 別添資料に基づき、事前質問事項に対し回答及び説明 ～

< 質 疑 >

委員長（加納進）

委員の皆さんからご質疑があれば、いかがでしょうか。

委員（佐藤 篤）

墨田区議会も議会改革に取り組んでいるわけなんですけれども、政策会議という政策決定会議に類するような組織を起点として、特別委員会でプロジェクトを立ち上げて議論するというもので、特別委員会で一定の成果が出たもの、条例が必要であれば、そこから条例を出すというような仕組みにしたんですね。

御市議会の場合は、特別委員会設置なしということで、この政策検討会議、あるいは課題別会議というところでやっていくというふうにした理由を伺いたいと思います。特別委員会でやるのか、あるいは常任委員会でやるという方法、法律で予定しているものはそっちなんですけれども、そのあたりの議論の経緯を少し知りたいと思います。

市側理事者

実際には、政策検討会議という組織体を想定して議論がスタートしたので、特別委員会との比較というのは、そこまで行っていないのが現状です。確かに特別委員会という形式でも

しっかりとした議論ができるというのは承知しておりますけれども、政策検討会議において、今横須賀市がやっている良さという、一つには、少し親密なと言ったらおかしいですけども、密接な、より細かいところまで忌憚なく意見を言い合えるというのが大きいのかなと思っています。というのも、特別委員会は一応正式な場であって、中継を行ったり、全ての会議録が開示になったりということがあるので、どうしても込み入った話がなかなか現場でしづらいというような実情があると思います。

それはそれで全ての議論の結果を市民に公開するという意味では意義があることであり、どちらがいいというのは、なかなか難しい。今、横須賀市では検討会議という形でやっております。

委員（佐藤 篤）

今さっき加藤委員と話したんですけども、議事録が公開されて、全部、市民が傍聴できる会議体になっているんですか。

市側理事者

はい。実際に課題別検討会議も政策検討会議も現場での傍聴はどなたでもできます。ただ、当日の私どものこの協議会のところについての会議録は概要でのお示しになります。全文の会議録は、局では作っているんですけども、外向けにインターネット等で公開しているのは全文ではなく概要になりますので、そういったところが特別委員会との違いです。特別委員会は一言一句全文公開となっております。

委員（佐藤 篤）

政策検討会議の資料で、会派さんはそれぞれいろいろな提案をしているんですけども、オブザーバーはこの藤野さんだけで、オブザーバーは希望制、やってもやらなくていいということでしょうか。

市側理事者

オブザーバーを希望しませんということであれば、いなくてもやれないということはないのですが、でも基本的にどの協議会でもオブザーバーの規定があるところは、今のところ出でいただいています。

委員（加藤 拓）

ご説明の際にはなかったんですけども、関東学院大学さんとパートナーシップを組まれているんですけども、例えば横須賀市議会で政策検討会議ですとか、課題別会議とかを行う中で、大学の先生とかをお呼びしてお話を聞くとか、そういったようなことというのはなされるんですか。

市側理事者

そうですね、いつもではないんですけども、実際に行ったことはございます。というのも、ちょうど一番最初に、前期なんですけれども、検討いたしましたごみ屋敷対策の条例なんですけど、こちらはたまたま関東学院大学の先生が専門家でいらっしゃったんですね。課題別検討会議の協議の冒頭に教授をお招きして講義をやっていただいたということがあります。

あと、先日関東学院大学でもイベントがございまして、このごみ屋敷条例のごみ屋敷の現状といったようなシンポジウムみたいなものを作って、そこに私どものこのときの課題別検討会議の委員長が出席しております。

ただ、この後の検討の段階では、特別、関東学院大学にそれぞれの課題の専門家の方がいらっしゃらなかったこともあって、特にいつも来ていただいているということではないです。

委員（坂井ユカコ）

もしかしたら聞き漏らしているかもしれないので、教えていただきたいんですが、議会報告会に有識者を招いた懇談会という形で今月から開催されるということだったんですけども、その際に、市民の皆様からいただいたご意見を具体的に何らかの形で取り上げて、政策に生かすという手法ができていますのか。それか、各地域の議員が聞き置いて、今後の質疑に生かしていくという方向性なのか、どちらの形になるのか教えてください。

市側理事者

まず、実際この課題別検討会議で検討している案件について市民に懇談会を開催していただいたことにつきましては、可能であれば、もちろんその後持ち帰って課題別検討会議で、こういう意見が出たというので、条例案に反映できるかどうかの協議はいたします。ただ、実際にこのときの懇談会においては、実はほぼほぼ条例も固まった状態で、パブリックコメント直前ぐらいだったんです。なので、実際のところ、もう取り入れようとしても、ほかがもう固まってしまっているというところもあって難しかったというのを聞いています。

なので、もし本当に取り入れる場合には、時期的にはもっと前にしないといけないというような協議はされております。

これから先、どういう形で行っていくかは、それぞれの協議会で決定していくと思うんですけども、そういう意見があったことを踏まえて、開催時期については、よく検討するという事は申し送りしています。

委員（坂井ユカコ）

イメージとしては条例を制定する前の公開パブリックコメントみたいな位置付けにこれに関してとはなったという感じですね。

市側理事者

そうですね、そういうイメージだと思います。パブリックコメントだけだと、なかなか目にする方が限られますので、直接対面をして、話し合いをしながら意見をいただくというような形でした。

委員（しもむら緑）

ご意見を伺いたいんですけども、反問権の付与についてです。それをできるように、条例施行後、本会議等でも市長からの反問権が行使されるようになったということなので、どれぐらいの頻度なのか。それといろいろ政策立案をされていく中で、市長部局さんだとかと議会との関係性というのはどのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

市側理事者

まず反問権につきましては、1 定例議会に 1 回あるかどうかというところかと思いますが。本会議では、市長、教育長、そういうところがお使いいただいているんですけども、あと委員会では出席理事者が誰でも使えるのですか、なかなかないですね。

ただ、これは私の個人的な考えですけども、反問権も導入したときとかは、より議論がかみ合う、聞かれたことに的確に答弁ができるように、議員のお考えの背景にあるものであるとか、議員が何を根拠にそういった質問をしているのかというのを理事者が尋ね返すというような意味合いでスタートしたと思っている状況なんですけれども、そういう限定を理解した上で、うまく使えているかということ、少し難しいところはあります。反問したいけれども、反問もかみ合わず終わってしまうようなことも見受けられます。使えることになっていきますけれども、委員会ですべて出てくるのは、まだ 1 回、2 回ぐらいですね。本会議は 1 定例議会に 1 回、2 回あるかどうか。そんな頻度です。

あと、執行部についてですが、議員定数条例を制定するに当たっての協議会、例のアンケ

ートにあるんですけれども、条例などを制定して、それを運用していくのは執行部になりますので、そういった意味でも大抵執行部には、その条文に関わる部局に出席をしてもらっているということです。

お尋ねの特別委員会では、出席義務はあるわけなんですけれども、この課題別検討会議ではあくまでお願いという形を取ってしまして、委員会ではなく協議会の場なので、より執行部の方にも本当に率直な意見を言っていただくようお願いはしております。そこでのんでしまって、政策として実行できい条例ができてしまっても、結果としてよくないので、できないものはできない。こういうふうに条文がなっていれば変えられた、こういう曖昧な書き方では、執行部としては困りますといったようなご意見を是非いただけるように、そこは条文協議のところに入って来るようにはお願いしております。

委員長（加納 進）

私からも2点ほど伺います。先ほどのお話の中で専門家等の意見聴取は参考人招致の扱いでは報酬が少ないので、研修会と同じ扱いにされたと理解しましたがけれども、一般の市民というか、市内で活動している団体等、利害関係者等と有識者と、どの程度差をつけているのか。規則等で定めていけば、どんな規則があるか教えていただきたいということが1点です。

もう1点は、議会改革を進めていくと、市民の関心、市民の議会に対する評価が、こっちも一生懸命やっているんだから、できるだけ高く評価してもらいたいという、そういうものが出て当然なんですけれども、令和2年度に実施したアンケート結果を見ると、まだまだ市民の評価が低いかなと思います。関心そのものがないというか、特に若い方の議会の関心がないなと感じたんですけれども、その後、市民からの評価が、例えば問合せが増えたとか、傍聴者が増えたとか、そういったような動きがあれば教えていただければなと思います。

市側理事者

まず1点目、講師謝礼の件なんですけれども、実はそういう形で議員研修会に準じて行って、講師謝礼をお支払いすると決まったのが、本当につい最近の話で、まだそういった形で行った実績はありません。あえてランクというか、講演をされる方のお支払い金額というのは定めていないんです。講師の方の謝礼につきましては、ある程度交渉の段階で決定していくような実情がございまして、まずは定めずにやっていくということでスタートしています。おっしゃられた、例えば市民団体であるとか、広域研修とか、それぞれだと思えます。本当に市民団体とはいえ、各地で講演をなさっているような、そういうことも一つの事業としてやっている方もいらっしゃいますし、あるいは本当に自分がこれを体験したということで、実体験をお話しするという方もいらっしゃると思います。なので、基準をここできっちり定めるのは、そのケースによっても様々な方もいらっしゃるの難しいと思ひまして、その研修でお支払いをするというルールを残しつつ、ただ4,000円で来ていただくのは難しいけれども、実際、全議員に聞いていただく価値はこれは絶対にあるというような判断で議員研修会を行っているというような形にしてきたところです。

また、運用してみて、うまくいかないようなこと、また判断とかが難しい、ルールがないと難しいという部分がありましたら、講師謝礼の基準をある程度設ける必要があるかもしれません。

あともう一つ、市民評価は、実際にはこれといった指標はないです。傍聴が増えていないということは、インターネット中継もやっているの、コロナ禍によってインターネット中継が定着している可能性もありますので、そのインターネット中継の数というのが、執行部が委員会をやっている最中に見ている数なども含まれているので、それが一般の方が視聴し

ているものなのかどうかということについては、まだ検証ができていない状況なので分からないというのが、現状です。

委員長（加納 進）

増えているんですか。

市側理事者

横ばいではあるかと思います。開かれた議会とか、議会はもっと何をやっているのかなどをどんどん発信していかないとというようなことは、よく議員の皆さんからも言われるんですけども、興味を持って探そうと思う人はともかく、何も知らない人に訴えかけるというのは本当に難しいです。

委員（大瀬康介）

少し違うところで伺いますが、公共交通の在り方ということで、まちの中は結構渋滞が多かったり、トンネルが多くて交通の便が悪い部分もありまして、かなり相当重要な課題もあるだろうなと思います。近い間に計画を立てても実践をするまでにもものすごい時間がかかるので、その辺についてどういうふうに考えていらっしゃるか教えてください。

市側理事者

これがまさに4か年で一番、4年目に来る課題で、それこそ4年前に取り決めたときから実情が少し変わっているのですがどうしようとなった課題ではあるんですけども、最初はバスが通っていない不便なところにコミュニティバスを導入するに当たって、その手助けになれることがないかというような課題だったんです。それが4年たって、コミュニティバスがうまくいって、ちょうど地域とともに盛り上がっていい事例になったので、それに対する対策は今回のこの課題では必要ないね。ただ、この公共交通に関しては、交通の課題というのはあるからどうしようというところで、少しどういう議論にしていこうかというところで、皆さん議員さん方で迷われたというところはすごくありました。

横須賀の土地柄、中央だったりはずごく繁華街で渋滞して、反対に電車が通っていないところだったり、車しかないので、そういった方々の対策をどうしたらいいか。土地によって課題が違ってくるので、そういったことを全て包含できる対策はどうだろうというので、今話し合っているところであります。

委員（大瀬康介）

確かに、結構斜面があったりとかして、ご高齢の方とかが歩くには少し危険だろうとか、そういうような感じもしまして、だからそういうところを充実させていくというのは、相当大変だったんだろうなと思いました。

墨田区議会事務局次長（佐久間英樹）

先ほど少しお話があったんですが、例えば条例をつくられる、提言をつくられるというときに、執行部の方は同席をいただくということの中で、議員の皆様からすると、これは是非やっていただきたいということと、執行部からすると、それは少しなかなか難しいよということで、利害が相反しちゃうことが恐らくあると思うんですけども、そうした場合に、是非やってほしいからのせるぞという話であるのか、やはり執行部と、絵に描いた餅にならないように、少し何か配慮とかご相談みたいな形になっていくのか。うちもやはりいろいろ相談しながらじゃないと難しい面がありまして、その辺どうされているのかなということをお教えてください。

市側理事者

実際には、折り合える点を見つけていくところになると思います。例えば、条例ですと、

本当に具体的な何をいつどれぐらいやれというふうな書き方ではないんですね。何々を実現できるように、そういう施策を行うというような、あまりそこまで踏み込んだ書き方をしていないようなこともありまして、その条例に書いてあることを実現するための具体的な手立てについては、少し検討の余地が残されているかなと思います。

あとは、すぐには難しいというようなことがあれば、何々することに努めるというような文言にしたり、そういった書きぶりのほうで執行部と議員の思いが折り合える着地点を見つけていくという作業になるのかなと思っています。

委員長（加納 進）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上